

妊孕性温存療法について

1. 妊孕性温存療法

妊孕性温存療法は、抗がん剤や放射線治療の影響により精巣や卵巣の機能が低下し、将来の妊娠が望めなくなる患者に対し、①精子・卵子・卵巣組織を採取し、凍結保存する、もしくは、②卵子を採取し、受精させ、胚（受精卵）を凍結保存することで、妊娠する可能性を温存する医療行為である。

2. 妊孕性温存治療に係る助成制度

- ・本市では、令和2年度に県市協調事業として、妊孕性温存治療の費用助成を実施。
(令和2年度実績 8件：1,301,575円)
- ・令和3年度からは、国・県の新規事業として「兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」が開始されたため、県の制度に移行した。
- ・助成制度の啓発については、引き続き、本市ホームページや「がんガイド」への掲載等により周知に努めている。

○「兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の概要

- ・対象者：対象となる治療の凍結保存時に43歳未満である県民
- ・助成額：妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用が対象
治療により助成上限額は2万5千円～40万円
- ・指定医療機関：兵庫医科大学病院、英ウィメンズクリニック

3. 市民病院における対応

中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターにおいて、がん治療全般の過程で妊孕性温存療法の可能性があれば、患者の意向を確認し、迅速に県の指定医療機関へ紹介をしており、生殖医療を行っている指定医療機関との適切な役割分担のもと、患者に寄り添った対応に努めている。